

### 3条 (期間の計算)

#### §3条

この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、次の規定による。

- i 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。
- ii 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

II 特許出願、請求その他特許に関する手続(以下単に「手続」という。)についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91)第1条〔行政機関の休日〕第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

#### 序論

民法の特則として、この法律又はこの法律に基づく法定期間又は指定期間の計算について定めている。従って、特許法3条の規定が適用されない場合は、民法第1編第6章の規定(期間)が適用される。

#### 法的構成

##### ▼法定期間と指定期間

1. 法定期間とは、法律によって期間の長さが定まっている期間である。

特許法では、特許出願の分割をすることができる期間として44条1項2号で規定する「特許をすべき査定の際の送達があった日から30日以内」や、出願審査の請求ができる期間として48条の3で規定する特許出願の日から3年以内などが該当する。

また、法定期間には手続期間だけではなく、権利の存続期間や、除斥期間などの法律関係に関する期間を定めるものもある。特許権の存続期間は67条の2で規定されているように存続期間の延長登録出願によって期間延長が可能であるが、商標法47条で規定する除斥期間のように期間が伸縮する可能性がないものもある。

2. 指定期間とは、特許法上定められる手続行為について定められている期間のうち、特許庁長官、審査官、審判長がその権限において個々に定める期間が該当する。

例えば、18条の2で規定する特許庁長官が指定する弁明書の提出期間や、50条で規定する審査官が指定する拒絶理由通知に対する意見書提出期間などが該当する。この場合、特許法は期間の長さとして「相当の期間」と規定する。

3. 特許法における法定期間は、4条において、期間延長(期間延長請求だけでなく職権の場合もある。)が認められており、期間延長の請求などを原因として期間が延長される。これに対して、指定期間については5条の規定に基づいて、特許庁長官、審判長又は審査官が認めるときは、期間延長の請求や職権で期間が延長される可能性がある。この点で、法定期間及び指定期間は不変期間と区別される。

178条で規定する審決取消訴訟の提訴期間として規定される不変期間(178条4項)は、期間が法律によって固定されているため、延長される可能性はない。(ただし、178条では不変期間に対し、同条5項で審判長に附加期間を定める権限を与えている。)

▼「この法律又はこの法律に基く命令の規定」

3 条による期間の計算は、「この法律又はこの法律に基く命令の規定」によるもののみに適用がある。他の法令において法律関係及び手続について期間が定められている場合は、3 条で規定する期間の計算は適用されない。

例えば、行政不服審査法で規定する異議申立て手続に関する期間計算(行政不服審査法)・行政不服審査法で規定する審査請求に関する期間の計算(行政不服審査法)、差止請求訴訟に関する期間の計算(民事訴訟法)、損害賠償請求訴訟に関する期間の計算(民事訴訟法)などには3 条は適用されない。

✓「その期間が午前零時から始まるとき」の具体例

①指定・法定期間の延長期間(5 条 1 項・108 条 3 項)

②商標法 43 条の 4 第 2 項但し書に規定する商標登録異議申立書の補正期間

✓準用

実用新案法(実用新案法 2 条の 5 第 1 項)、意匠法(意匠法 68 条 1 項)、商標法(商標法 77 条第 1 項)で特許法 3 条を準用している。

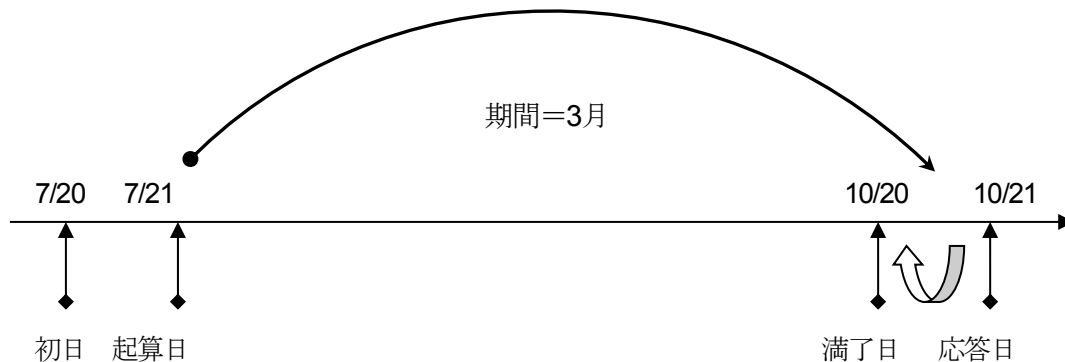
✓「特許出願、請求その他特許に関する手続についての期間手続についての期間」

民法では手続・権利の存続期間は共に休日の翌日に満了するが、特許法では手続についての期間のみが休日の翌日に満了する。(逐条解説第 3 条参照)

従って、特許権の存続期間等については、末日が休日であってもその日に満了する。

→「応答する日」について

例示) 3 月の期間が「7 月 20 日から 3 月」と設定された場合において、午前零時から始まる期間でなければ、初日不参入の原則から起算日は 7 月 21 日となる。そうすると、10 月 21 日が最後の月の応答する日である。(逐条解説第 3 条参照)



▼条約との比較

パリ条約 (4 条 C)	・優先期間は、最初の出願の日から開始する。出願の日は、期間に算入しない。 ・優先期間は、その末日が保護の請求される国において法定の休日又は所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるときは、その日の後の最初の就業日まで延長される。
PCT (80 規則)	80.3 期間を定めるのに日をもつてしている場合には、期間は、当該事象が生じた日の翌日から起算し、該当する日数の最終の日に当たる日に満了する。

4条 (期間の延長等)

§4 条

特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第46条の2第1項第3号〔実用新案登録に基づく特許出願〕、第108条第1項〔特許料の納付期限〕、第121条第1項〔拒絶査定に対する審判〕又は第173条第1項〔再審の請求期間〕に規定する期間を延長することができる。

**要件・効果の整理**

要件	① [主体] 特許庁長官であること。 ② 遠隔又は交通不便の地にある者のためにすること。 ③ 請求があること、又は職権ですること。
効果	① 46条の2第1項3号〔実用新案技術評価の請求があった旨の通知後において実用新案登録に基づく特許出願ができる期間〕、 ② 108条1項〔特許料の納付期限〕、 ③ 121条1項〔拒絶査定に対する審判の請求期間〕、 ④ 173条1項〔再審の請求期間〕 に規定する期間を延長することができる。

**法的構成**

▼4条で認められる期間延長処分をする権限がある者

4条では特許庁長官のみが認められる。

▼4条が適用されない主な法定期間

①審決取消訴訟の提起 → 【理由】 178条5項で別途規定している。

②審判請求時に補正できる時(17条の2第1項第4号) → 【理由】 121条2項で別途調整できるからである。

③要約書の補正期間(17条の3)→ 【理由】 出願公開との関係で延長するのは適切でない。

④審査請求期間(48条の3)→ 【理由】 長期間ゆえに延長の必要がない。

⑤3年経過後の出願分割・変更をした場合の審査請求期間(48条の3第2項)→ 【理由】 出願の分割、変更と同時に出願審査の請求をするのが通常であり、30日は出願分割・変更手続についての必要性を判断する期間として充分である。

▼「遠隔又は交通不便の地」

外国の地、伊豆諸島・小笠原諸島(東京都)、舩倉島(石川県)、南西諸島(鹿児島県)、沖縄周辺諸島、北海道周辺諸島が該当する。(逐条解説第4条参照)

▼「延長」

法定期間の経過後に期間延長の請求手続がなされても4条は適用されない。期間の満了前に延長についての手続もしくは処分がされることが必要である。

**5条 (期間の延長等)**

**§5条**

特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

II 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

## 法的構成

▼「この法律の規定により手続をすべき期間を指定したとき」

特許法において規定する指定期間のうち、手続をすることができる期間として「相当の期間を指定して」と規定しているものについて特許庁長官、審判長又は審査官が期間を指定する場合である。

- ①17条3項(手続の補正命令)
  - ②23条1項(受継の命令)
  - ③39条6項(同日出願人に対する協議命令)
  - ④50条(拒絶理由通知に対する意見書提出期間)
  - ⑤84条(裁定請求に対する答弁書提出期間)
  - ⑥133条1項(審判における方式違反に対する補正命令)
  - ⑦134条1項(審判請求における副本送達時の答弁書提出期間)
  - ⑧149条2項(参加申請に対する意見書提出期間)
  - ⑨150条5項(証拠調等に対する意見書提出期間)
  - ⑩164条の2第2項(審決予告に対する意見書提出期間)
  - ⑪165条(訂正拒絶理由通知に対する意見書提出期間)
- 等である。

▼「この法律の規定により期日を指定したとき」

期日の指定について民事訴訟法では、裁判長が、裁判所を構成する裁判官及び、当事者その他、訴訟に関係する者を集めて訴訟のために必要な訴訟上の行為をするために、その期日を指定するものとされている(民事訴訟法 93 条)。特許法における各種審判も準司法的手続であるため、145 条に民事訴訟法と同じような規定があり、審判が口頭審理形式で行われる場合は、145 条 3 項に基づいて審判長がその期日を指定しなければならない。

その一方で、特許庁長官及び審査官については、特許法上に期日を指定する権限を定める規定はないため、2 項は審判長のみを主体としている。

## 6 条 (法人でない社団等の手続をする能力)

### §6 条

法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- i 出願審査の請求をすること。
- ii 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。
- iii 第 171 条第 1 項〔再審の請求〕の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。

II 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

## 序論

法人における権利能力は、法人格の有無により決められるため、法人格のない社団又は財団は、民法上は権利能力を有さないものとされている。しかし、特許法では法人格のない団体にも様々なものがあり、現実には取引主体となっている点を踏まえて、法人格のない社団及び財団に限定した手続能力を認めている。